

————— JCR グリーンボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド評価の結果を公表します。

## 株式会社ユーラスエナジーホールディングス 第1回無担保社債に対して、Green1 を付与 —イー・アンド・イー ソリューションズ(EES)の技術協力を活用—

評価対象	株式会社ユーラスエナジーホールディングス第1回無担保社債 (適格機関投資家限定)
分類	私募債
発行額	100億円
発行日	2020年6月30日
償還日	2024年6月28日
償還方法	満期一括償還
資金使途	風力発電事業への新規投資またはリファイナンス

### <グリーンボンド評価結果>

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営体制及び透明性評価	m1

## 第1章: 評価の概要

株式会社ユーラスエナジーホールディングス（ユーラス）は、2001年11月1日に設立された風力及び太陽光発電事業を行う会社である。1986年に開始された株式会社トーメン（現 豊田通商株式会社）グループの電力事業としてスタートし、一貫して再生可能エネルギーによる発電事業に従事している。ユーラスは、当初トーメングループの電力事業として事業を行っていたが、2002年に東京電力ホールディングス株式会社が資本参加して以降、トーメンの後身である豊田通商株式会社と東京電力ホールディングス株式会社による共同出資会社となった。ユーラスは企業理念として、再生可能エネルギー事業を行うトップランナーとして「クリーンエネルギーの普及・拡大を通じ、地球環境保全の一翼を担う」を掲げている。1986年に米国で風力発電事業を開始して以降、米国・欧州・アジア太平洋州およびアフリカの4つの地

域で発電事業を拡大している。2020年現在、世界13か国において風力及び太陽光発電事業を展開し、その設備容量は、約312万kWに上る。

今般の評価対象は、ユーラスが発行する私募債（本私募債）である。本私募債の発行代わり金の100%をユーラスが定めたグリーンファイナンス・フレームワークの適格事業に該当する風力発電事業4件（事業規模：約1,770億円）の新規投資またはリファイナンスに充当する予定である。ユーラスがグリーンボンドによって調達した資金が充当される風力発電事業4件のCO<sub>2</sub>排出量削減量は、合計で807,000 tCO<sub>2</sub>/年と計算されており、高い環境改善効果が期待できる事業である。また、ユーラスでは、環境アセスメントに関する専門部署を設置し、環境リスクマネジメントを行っており、事業実施に際して想定される環境へのネガティブな影響に対し、適切な回避策を講じていることを確認した。

管理運営体制面については、プロジェクトの選定及び案件の進捗状況の確認について、経営層まで報告が上がり、機関決定がなされていることを確認した。また、資金管理における内部統制態勢は適切に構築されていること、発行前の開示体制およびレポーティング内容の設定も妥当であること等から、JCRではユーラスに対する強固な管理運営体制および高い透明性を確認した。

この結果、今回の評価対象である私募債について、JCRグリーンボンド評価手法に基づき、「グリーン性（資金使途）評価」を”g1”、「管理・運営体制及び透明性評価」を”m1”とした。この結果、「JCRグリーンボンド評価」を”Green1”とした。評価結果については次章で詳述する。

JCRは、本私募債は、グリーンボンド原則<sup>1</sup>及び環境省によるグリーンボンドガイドライン<sup>2</sup>において求められる項目について基準を満たしていると評価している。

---

<sup>1</sup> ICMA(International Capital Market Association) (グリーンボンド原則 2018)

<sup>2</sup> 環境省 グリーンボンドガイドライン 2017年版

## 第 2 章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

### 評価フェーズ 1 : グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状及びそれに対する JCR の評価を踏まえ、本私募債の資金使途の 100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標 (SDGs) との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### 資金使途の概要

##### a. プロジェクトの環境改善効果について

- i. 資金使途の 100%がユーラスの適格事業に属する風力発電事業 4 件の新規投資またはリファイナンスであり、高い環境改善効果が期待できる

本私募債の発行代わり金充当先の候補として挙げられているのは、以下の風力発電事業である。現時点では 4 案件全てに調達資金が充当される予定であるが、案件ごとに進捗や資金需要が異なるため、実際に対象となるプロジェクト及びその決定時期、充当見込み時期は後日決定される。

(対象事業の概要)

対象事業	所在地	出力規模 (MW)	年間発電量 (MWh/年)	年間 CO <sub>2</sub> 削減量 (tCO <sub>2</sub> /年)	事業の進捗状況
①上勝神山 (かみかつ かみやま)	徳島県勝浦郡上勝町、 名西郡神山町、 名東郡佐那河内村、	34.5	76,000	39,000	建設中 (2022 年 4 月 操業開始予定)
②三大明神 (さんだい みょうじん)	福島県いわき市	34.0	74,000	37,000	環境アセスメント 評価書段階
③田人 (たびと)	福島県いわき市	18.8	41,000	20,000	環境アセスメント 評価書段階
④道北発電	北海道稚内市、 天塩郡豊富町	515.2	1,128,000	711,000	建設中 (2025 年度まで に順次操業開始 予定)

※年間発電量は、事業者提供資料に基づく。

※CO<sub>2</sub>削減量計算方法＝想定年間発電量×(調整後排出係数(平成 30 年度(最新の数値) - (風力発電排出係数))

調整後排出係数は、各事業の所在地を管轄している電力会社の係数を使用。

年間発電量は、事業者提供資料に基づいている。また、年間 CO<sub>2</sub>削減量は、年間発電量に各事業の所在地を管轄している電力会社の調整後排出係数に風力発電がライフサイクル期間を通じて排出する

CO<sub>2</sub>の係数を乗じて JCR にて算出した。候補となっている風力発電事業による現時点の事業計画での CO<sub>2</sub>排出量削減量は、合計で 807,000 tCO<sub>2</sub>/年とされている。

ユーラスは国内外で数多くの再生可能エネルギー導入の実績を持つ事業者であり（2020 年時点で総設備容量 312 万 kW）、風力発電所も数多く抱えている。グループ内には発電所の運転、管理業務に特化した会社（株式会社ユーラステクニカルサービス）を有しており、当該会社にメンテナンス業務を委託している。当該会社はメンテナンスの実績が豊富であり、運転開始後の風力発電所は適切にメンテナンスが行われることが期待される。よって、発電所の稼働開始後も、環境改善効果は維持されるものと考えられる。

- ii. 資金使途は、「グリーンボンド原則」に定義されているグリーンプロジェクトのうち「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン 2017 年版」に例示されているグリーンプロジェクトのうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

## b. 環境に対する負の影響について

風力発電所による環境への負の影響として、一般的に騒音・超低周波音、動物（特に鳥類）への影響、景観の悪化、シャドーフリッカーが挙げられる。①～④とも出力の規模から環境影響評価法に基づく環境アセスメント手続きの対象事業になっており、上記の負の影響についても予測評価が行われている。

①上勝神山および④道北発電については既に環境アセスメントの手続きが完了し、建設工事が進められている。評価書に記載されている環境保全措置が適切に講じられれば、環境に対する負の影響は緩和されるものと考えられる。なお、これまでのところ建設中の事後調査、環境監視にて、特に環境面の問題は発生していないことをヒアリングにおいて確認した。②三大明神および③田人については現在「準備書に係る経済産業大臣勧告」を踏まえて、経済産業省とやり取りを行いながら評価書を作成している段階である。案件ごとに進捗の差はあるものの、いずれも評価書作成は最終段階にあり、間もなく審査の手続きに入る見込みである。

また、事業の遂行に際して、ユーラスでは国内事業企画部の社員が、開発担当者等と連携しながら環境アセスメントの手続きを担当している。さらに、社長を含む全役員や部長級の社員が出席する案件進捗会が月に 1 回開催され、その中で環境問題や住民対応に関するリスクのチェックが案件ごとに行われている。このように、ユーラスでは、社内において案件による環境へのネガティブな影響を把握し、対応を行う体制が整備されている。あわせて、必要に応じて有識者へのヒアリングを行うなど、第三者の意見を踏まえて環境保全措置等の検討を行っているとのことであり、負の影響に対して必要な回避策・緩和策が取られる体制を有していると評価される。

## c. SDGs との整合性について

本プロジェクトは再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



### 目標 3 : すべての人に健康と福祉を

**ターゲット 3.9** 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。



### 目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.2.** 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



### 目標 8 : 働きがいも経済成長も

**ターゲット 8.2.** 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



### 目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

**ターゲット 9.1.** すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

**ターゲット 9.4.** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



### 目標 11 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

**ターゲット 11.3.** 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



### 目標 12 : つくる責任、つかう責任

**ターゲット 12.4.** 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



### 目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

**ターゲット 13.1.** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

## 評価フェーズ2：管理・運営体制及び透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状及びそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充量が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2：管理・運営体制及び透明性評価は、最上位である『m1』とした。

### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性及び透明性

#### (1) 評価の視点

本項では、グリーンボンドを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a. 目標

ユーラスは、再生可能エネルギー事業を行ういわゆるピュアプレイヤーとして、「クリーンエネルギーの普及・拡大を通じ、地球環境保全の一翼を担う」ことを企業理念として掲げ、事業活動を推進している。ユーラスでは、上記理念を達成するために、再生可能エネルギー事業をグリーンボンドの適格事業として定め、資金調達を行う。

なお、本私募債の発行代わり金の資金使途は、「評価フェーズ1：グリーン性評価」で既述の、4つの風力発電事業である。

##### b. 選定基準

ユーラスのグリーンボンドにおける資金使途の選定基準は、「評価フェーズ1：グリーン性評価」にて既述の通りであり、JCRではこの選定基準について、環境改善効果を有する事業を対象としていると評価している。また、その際に環境に対する負の影響を与えるリスクについても、適切な回避措置が講じられていることを確認した。

##### c. プロセス

ユーラスでは、本私募債の資金使途である風力発電事業4件について、財務部が適格事業を選定し、選定された適格事業の最終決定は、財務担当役員が行う予定である。事業の適格性の評価については、複数の観点から行われ、財務面、技術・運営面、市場環境、規制動向、ESG面のリスクを確認し、適格性が認められた事業については、国内事業企画部が環境アセスメントを含む環境面でのリスクの確認及び必要に応じた対応策を講じている。

JCRでは、経営陣が適切に選定のプロセスに関与していると評価している。

なお、上記選定基準およびプロセスは、本私募債発行に係る発行要綱と本評価レポートにおいて開示予定であり、投資家に対する透明性は確保されている。

## 2. 資金管理の妥当性及び透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンボンドの発行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンボンドの発行により調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

- a 評価対象の本私募債の資金使途は、本レポート内に記載している風力発電事業 4 件の新規投資またはリファイナンス資金に全額が充当される予定である。なお、調達した資金は 2020 年度から償還期限の 2024 年度までの間に風力発電事業 4 件に充当する見込みである。
- b 調達した資金の入出金は、ユーラスの財務部にて行われている。財務部の担当者により起票が行われ、最終的に財務担当役員の決裁により入出金の決裁が行われる。また、これら資金調達を管理する方法として社内システムが用いられており、プロジェクト単位で入出金が管理される。また、これら資金の管理は年 1 回、内部監査が行われ、資金調達の管理に関する文書についても適切な保存期間が設けられていることをヒアリングにて確認している。

JCR では、上記の確認の結果、ユーラスの資金管理の妥当性及び透明性は高いと評価している。

### 3. レポーティング体制

#### (1) 評価の視点

本項では、グリーンボンド発行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で評価されているか否かを、グリーンボンド発行時点において評価する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### a. 資金の充当状況に係るレポーティング

本私募債の資金使途である風力発電事業 4 件の概要は、本評価レポートにて公表する予定である。また、前項で確認した通り、本私募債によって調達した資金は、2020 年度から 2024 年度までの間に充当される見込みである。調達した資金が全額充当されるまで、ユーラスは資金の充当状況及び事業の進捗状況を年 1 回、ステークホルダーに開示することをヒアリングで確認している。

##### b. 環境改善効果にかかるレポーティング

ユーラスでは、資金が充当された風力発電事業について、環境改善効果に係るレポーティングを行うことを予定している。グリーンボンドの償還までの間、環境改善効果を示す以下の定量的な指標をステークホルダーに開示予定である。なお、全 4 件の稼働開始は償還期限以降となるため、一部の指標については予測値を開示する予定である。

- ・資金充当された事業により発電された発電量（予測値）
- ・資金充当された事業により削減された CO<sub>2</sub> 排出量（予測値）

JCR では、資金充当状況および環境改善効果に係る上記開示項目は適切であると評価している。

## 4. 組織の環境への取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンド調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

ユーラスでは、再生可能エネルギー事業が一般的に認知される前の 1986 年から、米国で風力発電事業に取り組んできた。ユーラスは事業活動を行うにあたり、再生可能エネルギー事業を行うトップランナーとして「クリーンエネルギーの普及・拡大を通じ、地球環境保全の一翼を担う」を企業理念として掲げており、その取り組みの方向性として企業ビジョンならびに 10 の行動基準を定め、ウェブサイト上で公開しているほか、社員それぞれが携帯している。

#### 【ユーラスエナジーグループ 行動基準】

- 1.法令の遵守と社会規範の尊重
- 2.信頼の確保
- 3.経営の透明性の確保とオープンなコミュニケーション
- 4.環境保全への取り組み
- 5.国を超えた相互理解と社会への貢献
- 6.社員の自己実現のための環境作り
- 7.公共の利益に反する組織・団体への対処
- 8.情報等の適正な管理
- 9.社内体制の整備と教育研修等の充実
- 10.違反等の発見と再発防止

今回、グリーンファイナンス・フレームワークを策定し再生可能エネルギー事業実施に係る資金をグリーンボンド発行によって調達することは、上記企業理念及び行動基準に整合的であると評価している。

また同時に、「地域とともに発展し、社会から信頼される企業」という企業ビジョンを掲げ、立地地域において地域活動への参加、寄付・協賛活動、サイト見学受け入れ、発電所立地近郊の学校への出前授業等をこれまで行ってきており、今般の対象事業においても同様の地域貢献活動が期待される。あわせて各地域の事業所で現地社員を採用しているほか、建設工事や構内道路の補修・除雪等で地域事業者を活用するなどの実績があり、本対象事業においても同様の地元への雇用や経済への貢献が期待される。

環境への取り組みに関しては、環境アセスメントの申請を行う専門部署である国内事業企画部、技術面については国内事業部及び技術部がそれぞれ専門的な知見をもって業務にあたっている。また、事業評価や技術評価レポートを外部の専門会社に依頼したり、生態系への影響等については大学教授など専門家の意見を聴取したりするなど、社内外の専門家と協力して本対象事業に取り組んでいる。

JCR では、ユーラスの経営陣が環境問題を重要度の高い優先課題として位置付け、社を挙げて積極的に環境問題や事業実施する地域住民への貢献活動を行っていることを確認した。また、専門的知見を有する部署および必要に応じ外部専門家による協力により、グリーンボンド調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定が、組織として明確に設定されていると評価している。

## ■評価結果

評価対象の私募債について JCR グリーンボンド評価手法に基づき、「グリーン性（資金使途）評価」を“g1”、「管理・運営体制及び透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンボンド評価」を“Green1”とした。本債券は、グリーンボンド原則及び環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

## ■評価対象

発行体：株式会社ユーラスエナジーホールディングス（証券コード：-）

### 【新規】

対象	発行額	発行日	償還日	評価
第1回無担保社債	100億円	2020年6月30日	2024年6月28日	JCR グリーンボンド評価 : Green1 グリーン性評価 : g1 管理・運営・透明性評価 : m1

(担当) 梶原 敦子・梶原 康佑

## 本件グリーンボンド評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンボンド評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンボンド評価は、評価対象であるグリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンボンドで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドの発行計画時点または発行時点における資金の充当等の計画又は状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンボンドの発行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンボンド評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンボンド評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### 6. イー・アンド・イー ソリューションズからの技術協力について

本件評価における環境改善効果の検証に際しては、当社業務提携先であるイー・アンド・イー ソリューションズの環境専門家を招聘しています。イー・アンド・イー ソリューションズは、1972 年に設立された環境とエネルギーの技術コンサルティング会社です。金融機関向け環境コンサルティング業務を長年実施している他、太陽光、風力発電業務に関しては数百件の実績を有するなど、専門人材を多数擁しています。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャル・ペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

JCR グリーンボンド評価：グリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

### ■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル